

日医発第 631 号（地域）
令和 7 年 7 月 15 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
黒瀬 巖
(公印省略)

第 31 回全国医師会共同利用施設総会の開催について（再周知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記総会の開催につきましては、令和 7 年 5 月 27 日付日医発第 251 号の文書にてご案内しているところです。

本総会は、別添開催要領・プログラムのとおり、群馬県医師会のご担当で、令和 7 年 8 月 30 日(土)、31 日(日)の 2 日間、高崎市の高崎芸術劇場およびホテルメトロポリタン高崎で開催いたします。「地域に根ざした医師会共同利用施設のあり方～2040 年問題が及ぼす影響と対策」をメインテーマに、3 分科会方式で行います（現地開催）。

本総会の申込期限は令和 7 年 7 月 18 日(金)17:30 までとなっております。締切間近ではございますが、改めてご案内申し上げます。

つきましては、本総会の開催主旨をご了知いただき、多数のご参加を賜りますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

◎ 申込み専用 WEB サイト

<https://va.apollon.nta.co.jp/kyodosoukai31/>

(WEB サイトからのお申込みが難しい場合は、別添案内の申込書にて FAX でお申込みいただいても結構です。)

第31回全国医師会共同利用施設総会 開催要領

目的：医師会共同利用施設は地域医師会活動の拠点として、医療、保健、介護・福祉の重要な役割を担い、かかりつけ医と連携しつつ地域に貢献してきた。しかしながら、超高齢社会における医師会共同利用施設の将来を見据えれば、地域における医療・介護の連携・充実がさらに求められるところである。

そこで、今回の総会では「地域に根ざした医師会共同利用施設のあり方～2040年問題が及ぼす影響と対策」をメインテーマに掲げ、現場での取り組みについてご報告いただくとともに、今後の医師会共同利用施設の役割・方向性等多面的に討議を行い、併せて現地施設の見学を行う。

名称：第31回全国医師会共同利用施設総会

主催：日本医師会（担当：地域医療課）
〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16
TEL 03-3946-2121(代) FAX 03-3946-6295(代)
TEL 03-3942-6137(地) FAX 03-3946-2140(地)

担当：群馬県医師会（担当：業務一課）
〒371-0022 前橋市千代田町 1-7-4
TEL 027-231-5311(代) FAX 027-231-7667(代)

期 日：令和7年8月30日(土)、31日(日)の2日間

開催方法：現地開催

プログラム：裏面参照

会 場：【1日目】＜総 会＞高崎芸術劇場（※JR 高崎駅東口より徒歩5分）
〒370-0841 高崎市栄町 9-1 TEL 027-321-7300(代)
＜懇親会＞ホテルメトロポリタン高崎 （※JR高崎駅直結）
〒370-0849 高崎市八島町 2 2 2 TEL 027-325-3311(代)
【2日目】＜総 会＞ホテルメトロポリタン高崎 （※JR高崎駅直結）

見学施設：（1）第1コース「伊勢崎佐波医師会病院」（8/31）
（※訪問看護ステーション、成人病検診センター他の見学も含む）
（2）第2コース「高崎・地域医療センター」（8/31）
（3）第3コース「高崎・地域医療センター（観光付）」（8/31）
（4）第4コース「群馬リハビリテーション病院」（8/31～9/1）
（※8/31移動・宿泊、9/1見学・昼食）

参加者：（1）日本医師会会員
（2）都道府県医師会、郡市区医師会役職員
（3）医師会共同利用施設関係者
（4）日本医師会医師会共同利用施設検討委員会委員

参加登録費：無料（従来通り交通費・宿泊費等は自己負担）

申込方法：「総会参加・施設見学・宿泊の申し込み等のご案内」をご参照の上、下記WEBサイトにてお申し込みください。WEBサイトからのお申し込みができない場合は、同案内に添付しております専用の申込書で下記申込先にFAXにてお申し込みください。
いずれも、お申込み期間は令和7年6月2日（月）～7月18日（金）17:30です。

申 込 先：「第31回全国医師会共同利用施設総会申込み専用WEBサイト」
<https://va.apollon.nta.co.jp/kyodosoukai31/>
株式会社日本旅行 高崎支店 担当：布田・柴山
TEL 027-322-3611 FAX 027-323-2316
Eメール hiroyuki_fuda@nta.co.jp
営業時間 9:30～17:30（土・日・祝日は休業）

留意事項：新型コロナウイルス感染症陽性者や発熱・咳・咽頭痛などの症状がある方は、参加をご遠慮ください。
また、マスクの着用は個人の判断に委ねますが、会場内での大声での会話はご遠慮ください。
なお、高崎芸術劇場の会場内は飲食が禁止となっておりますので、ペットボトル等の飲料や食べ物の持ち込みはご遠慮ください。見かけた場合はスタッフがお声がけさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

第31回全国医師会共同利用施設総会
プログラム

メインテーマ「地域に根ざした医師会共同利用施設のあり方
～2040年問題が及ぼす影響と対策」

日 時：令和7年8月30日(土)、31日(日)
場 所：高崎芸術劇場、ホテルメトロポリタン高崎

第1日 令和7年8月30日(土) 於：高崎芸術劇場 2F「大劇場」

[総 会]

13:00～	受 付	総合司会：群馬県医師会
14:00～14:20	開 会 挨 拶	群馬県医師会 日本医師会長 松本吉郎 群馬県医師会長 須藤英仁 来賓挨拶 群馬県知事 山本一太 高崎市長 富岡賢治
14:20～15:20	特別講演	座長：群馬県医師会長 須藤英仁 演者：日本医師会長 松本吉郎
15:20～15:30	令和6・7年度全国医師会共同利用施設 施設長検査健診管理者連絡協議会報告	
15:30～16:00	＜休憩・移動＞	
16:00～18:00	分科会	

第1分科会(医師会病院関係) 於：2F「大劇場」

座長：鹿児島県医師会常任理事/日医医師会共同利用施設検討委員会副委員長 黒木康文 シンポジウム 1. 伊勢崎佐波医師会病院（群馬県） 2. 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院（鳥取県） 3. 大分市医師会立アルメイダ病院（大分県） 4. 霧島市立医師会医療センター（鹿児島県）	司会：群馬県医師会理事 鶴谷英樹
質疑・応答	

第2分科会(検査・健診センター関係) 於：4F「音楽ホール」

座長：日本医師会常任理事 黒瀬 巖 シンポジウム 1. 高崎・地域医療センター（群馬県） 2. 石川県医師会臨床検査センター（石川県） 3. 静岡市静岡医師会健診センターMEDIO（静岡県） 4. 広島市医師会臨床検査センター（広島県）	司会：群馬県医師会理事 佐藤雄一
質疑・応答	

第3分科会(介護保険関連施設関係) 於：1F「スタジオシアター」

座長：岩手県医師会長/日医医師会共同利用施設検討委員会委員長 本間 博 シンポジウム 1. 由利本荘医師会病院介護医療院（秋田県） 2. 水戸市医師会訪問看護ステーションみと（茨城県） 3. 「東京都在宅医療推進強化事業におけるMCS機能強化の共同開発について」（東京都） 4. 神戸市医師会（兵庫県）	司会：群馬県医師会理事 小中俊太郎
質疑・応答	

18:30～20:00 ＜懇親会＞ 於：ホテルメトロポリタン高崎 6F「丹頂」

第2日 令和7年8月31日(日) 於：ホテルメトロポリタン高崎 6F「丹頂」

9:00～	受 付（1日目に受付をしていない方のみ）	総合司会：群馬県医師会
9:30～10:00	群馬県内共同利用施設紹介 （主に群馬県医師会群馬リハビリテーション病院）	紹介者：群馬県医師会理事 鶴谷英樹
10:00～10:20	分科会報告	各分科会座長
10:20～11:00	全体討議	座長：日本医師会常任理事 黒瀬 巖
11:00～11:05	総 括	日本医師会副会長 角田 徹
11:05～11:10	次期（令和9年度）担当県医師会長挨拶	宮崎県医師会長 河野雅行
11:10	閉 会	群馬県医師会理事 長坂資夫

[施設見学に参加されない方]

11:10～12:10	昼 食	ホテルメトロポリタン高崎 6F「丹頂」
-------------	-----	---------------------

[施設見学に参加される方]

11:10～12:00	昼 食	ホテルメトロポリタン高崎 6F「丹頂」
12:20	施設見学出発	第1、第4コース（高崎駅東口/ヤマダデンキLAVI I 前） 第2、第3コース（高崎駅西口/ワシントンホテルプラザ前）

- 第1コース「伊勢崎佐波医師会病院」→高崎駅東口15:40着・解散予定
第2コース「高崎・地域医療センター」→高崎駅西口14:10着・解散予定
第3コース「高崎・地域医療センター（観光付）」→高崎駅西口16:15着・解散予定
第4コース「群馬リハビリテーション病院」（2日間コース）

※8月31日（日）草津温泉15:00着予定・宿泊
9月1日（月）見学・昼食→高崎駅東口15:00着・解散予定

第31回全国医師会共同利用施設総会(群馬)

【総会参加・施設見学・宿泊の申し込み等のご案内】

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、第31回全国医師会共同利用施設総会が群馬県で開催されることを心より歓迎申し上げます。

総会の開催にあたり、全国からご参加の皆様方のご便宜を図るため、総会参加登録・施設見学・宿泊の受付を、株式会社日本旅行高崎支店にて担当させていただくことになりました。

つきましては、下記ご案内をご一読いただき、事前申し込みサイトよりお申込みください。

総会の成功を心よりお祈りいたしますとともに、皆様の群馬県へのご来県とご利用を心よりお待ち申し上げます。

はじめに

- 本総会の開催については、現地開催にて実施いたします。
- ご参加には、「申込み専用WEBサイト」での参加登録が必須となりますので、「参加登録の方法」をご確認の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

① 参加について

参加登録費は無料です。(従来通り交通費・宿泊費等は自己負担です。)

なお、資料等の準備の都合上、ご参加の場合は、「申込み専用WEBサイト」からお申込みください。WEBサイトからお申込みできない場合は、本案内に添付しております申込書に記入の上、FAXにてお申込みください。

いずれのお申込みにつきましても、7月18日(金) 17:30 を締切とさせていただきます。

本総会の服装は、軽装(クールビズ)でも結構です。

参加登録費	無料
懇親会費	
施設見学	
昼食弁当	

宿泊費	有料
-----	----

※ 宿泊に関する詳細は、P.4「宿泊プラン、のご案内」、P.5「草津温泉宿泊ホテル」をご確認ください。

※ 8月29日(金)・8月30日(土)・8月31日(日)／高崎市内泊と8月31日(日)／草津温泉泊(施設見学第4コース限定)の「宿泊プラン」は、(株)日本旅行高崎支店との募集型企画旅行契約となります。

② 懇親会

懇親会費は無料です。ご参加の場合は、「申込み専用WEBサイト」からお申込みください。

8月30日(土)の懇親会は、18:30よりホテルメトロポリタン高崎 6階「丹頂」で開催いたします。

③ 2日目昼食／8月31日(日)のご案内

昼食は無料です。昼食が必要な方は「申込み専用WEBサイト」からお申込みください。

(施設見学第1～第4コースお申し込みの方は、お申し込み不要です。)

昼食会場：ホテルメトロポリタン高崎 6階「丹頂」

④ 施設見学のご案内

日帰りコースは8月31日(日)、1泊2日コースは9月1日(月)に施設見学を行います。

希望者は「申込み専用WEBサイト」からお申込みください。

なお、施設見学に参加いただける方は、本総会参加者に限らせていただきます。

全コース、ホテルメトロポリタン高崎 6階「丹頂」での昼食後、出発いたします。

全コース、添乗員は同行いたしません。群馬県医師会の係員が同行いたします。

◆ 8月31日(日) 発 日帰りコース

◇ 募集人員：各コース 40名 ◇ 最少催行人員：各コース 15名 ◇ 利用バス会社：上信観光バス

コース名 申込番号	行 程
第1コース 1	高崎駅東口／ヤマダデンキLAVI 1 前 12:15 集合／12:20 出発 伊勢崎佐波医師会病院 13:00～15:00 高崎駅東口／ヤマダデンキLAVI 1 前 15:40 着
第2コース 2	高崎駅西口／高崎ワシントンホテルプラザ前 12:15 集合／12:20 出発 高崎・地域医療センター 12:40～14:00 高崎駅西口／高崎ワシントンホテルプラザ前 14:10 到着
第3コース 3	高崎駅西口／高崎ワシントンホテルプラザ前 12:15 集合／12:20 出発 高崎・地域医療センター 12:40～14:00 高崎白衣大観音(見学) 14:15～15:00 だるまのふるさと 大門屋(買物) 15:15～16:00 高崎駅西口／高崎ワシントンホテルプラザ前 16:15 到着

◆ 8月31日(日) 発 1泊2日コース

◇ 募集人員：各コース 40名 ◇ 最少催行人員：15名 ◇ 利用バス会社：上信観光バス

コース名 申込番号	行 程	食事
第4コース 4	8/31 (日) 高崎駅東口／ヤマダデンキLAVI 1 前 12:15 集合／12:20 出発 道の駅ハッ場ふるさと館(休憩) 14:00～14:20 草津温泉／ホテルヴィレッジ 15:00 着 到着後、自由行動	朝× 昼(▼) 夕○
	9/1 (月) 草津温泉／ホテルヴィレッジ 8:35 集合／8:40 出発 群馬リハビリテーション病院／昼食 10:00～13:30 高崎駅東口／ヤマダデンキLAVI 1 前 15:00 着	朝○ 昼○ 夕×

■ 第4コースについては、宿泊費用が個人負担となります。(宿泊費用には夕食・朝食が含まれます。)

「申込み専用WEBサイト」の「宿泊申込」から草津温泉ホテルヴィレッジの予約をお願いいたします。

※ 8月31日(日)の昼食(▼)は、11:10～12:10 ホテルメトロポリタン高崎 6階「丹頂」での昼食です。

※ 交通渋滞等により遅れる可能性がありますので、列車・航空便の乗り継ぎは十分お時間にゆとりをお持ちください。

⑤ 総会等に関するお問い合わせ先

【群馬県医師会】担当：宇賀神・進藤

TEL：027-231-5311 FAX：027-231-7667

⑥ 参加登録、お申込みシステム、宿泊に関するお問い合わせ先

【株式会社日本旅行 高崎支店】担当：布田・柴山

TEL：027-322-3611 FAX：027-323-2316

Eメール：hirokyu_fuda@nta.co.jp

営業時間 9:30～17:30(土日祝は休業)

■ 参加登録の方法

ご参加の場合は、下記のリンク先かQRコードの「申込み専用WEBサイト」からお申込みください。

WEBサイトからお申込みできない場合は、本案内に添付しております申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください。

○ お申込み締切日時：令和7年7月18日(金) 17:30

◆ 申込み専用WEBサイトでのお申込み

【申込期間】：令和7年6月2日(月) 9:30から7月18日(金) 17:30まで

- ① 下記リンク先または右記のQRコードより参加登録へお進みください。

<https://va.apollon.nta.co.jp/kyodosoukai31/>

詳細はP.7の「申込み専用WEBサイト」からのお申込み操作手順をご覧ください。



- ② 変更・取消につきましては、申込期間中の7月18日(金) 17:30までは「申込み専用WEBサイト」で操作をお願いいたします。
- ③ 締切日以降は変更・取消内容を明記の上、メールにてご連絡いただきますようお願いいたします。
メールアドレス：hirokyu_fuda@nta.co.jp
- ④ 宿泊予約(お支払い)のある方は 7月18日(金) までに、オンライン決済(クレジットカード)または銀行振込にてお支払いをお願いいたします。(振込手数料はお客様負担にてお願いいたします。)
- ⑤ 請求書・領収書はお申込み単位ごとに、本システムよりご自身での発行が可能です。
グループのお申し込みは不可のため、1名ずつのお申し込みをお願いいたします。

◆ 本案内の申込書(別紙)でのお申込み

【申込期間】：令和7年6月2日(月) 9:30から7月18日(金) 17:30まで

- ① 申込書に必要事項を記入の上、FAXでお申込みください。お申込み内容を確認後、受付完了のFAX(いただいた申込書に受付完了をマーク)をお送りします。
- ② 申込書でお申込みされたお客様の変更・取消につきましては、申込書に記載されている変更・取消に○を付記して申込内容を訂正していただき、その申込書をFAXでお送りください。
- ③ 申込書でお申込みされたお客様で、宿泊予約(お支払い)のある方には、ご請求書をFAXでお送りいたします。請求書に記載されている指定銀行口座に、7月18日(金)までお振込にてお支払いをお願いいたします。(振込手数料はお客様負担にてお願いいたします。)
- ④ 領収書が必要な場合は申込書の通信欄に記載(宛名・但書など)をお願いいたします。

■ 宿泊プランのご案内

・高崎駅周辺ホテル

宿泊設定日：令和7年8月29日(金)・8月30日(土)・8月31日(日)

食事条件：朝食付 ※ホテルルートイン高崎駅西口・東横INN高崎駅西口1はホテルの無料朝食サービスになります。

ホテル名 所在地：群馬県高崎市	部屋タイプ 全て洋室	旅行代金(一人様)			申込記号	アクセス
		8/29(金)	8/30(土)	8/31(日)		
ホテル メトロポリタン高崎 八島町222	スタンダード シングル	16,000	16,000	16,000	A-1	JR高崎駅西口 直結 (JR高崎駅6F)
	デラックス シングル	21,000	21,000	21,000	A-2	
	ツイン/ダブル シングルユース	28,000	28,000	28,000	A-3	
	ツイン/ダブル 2名利用	15,000	15,000	15,000	A-4	
ホテル ココ・グラン高崎 東町3-5	シングル	20,000	20,000	20,000	B-1	JR高崎駅東口 徒歩3分
	ツイン/ダブル シングルユース	33,000	33,000	33,000	B-2	
	ツイン/ダブル 2名利用	17,000	17,000	17,000	B-3	
アパホテル 高崎駅前 八島町232-8	シングル	11,000	14,000	11,000	C-1	JR高崎駅西口 徒歩1分
	ツイン/ダブル シングルユース	20,000	25,000	18,000	C-2	
	ツイン/ダブル 2名利用	10,000	13,000	9,000	C-3	
高崎ワシントン ホテルプラザ 八島町70	シングル	12,000	14,000	12,000	D-1	JR高崎駅西口 徒歩3分
	ツイン/ダブル シングルユース	18,000	23,000	18,000	D-2	
	ツイン/ダブル 2名利用	10,000	12,000	10,000	D-3	
セントラルホテル 高崎 八島町263	シングル	10,000	10,000	10,000	E-1	JR高崎駅西口 徒歩3分
高崎 アーバンホテル 八島町58-1	シングル	12,000	12,000	12,000	F-1	JR高崎駅西口 徒歩1分
	ツイン/ダブル シングルユース	16,000	16,000	16,000	F-2	
	ツイン/ダブル 2名利用	11,000	11,000	11,000	F-3	
ホテル ルートイン 高崎駅西口 旭町128-4	シングル	10,000	10,000	10,000	G-1	JR高崎駅西口 徒歩10分
	ツイン/ダブル シングルユース	12,000	12,000	12,000	G-2	
	ツイン/ダブル 2名利用	7,000	7,000	7,000	G-3	
東横INN 高崎駅西口1 鶴見町2-2	スタンダード シングル	9,000	10,000	9,000	H-1	JR高崎駅西口 徒歩3分
	デラックス シングル	10,000	11,000	10,000	H-2	
	ツイン/ダブル シングルユース	13,000	14,000	13,000	H-3	
	ツイン/ダブル 2名利用	7,000	7,000	7,000	H-4	

・高崎駅周辺ホテル所在地図 【会場】1日目：高崎芸術劇場、2日目：ホテルメトロポリタン高崎



- [A] ホテルメトロポリタン高崎 [D] 高崎ワシントンホテルプラザ [G] ホテルルートイン高崎駅西口
 [B] ホテルココ・グラン高崎 [E] セントラルホテル高崎 [H] 東横INN高崎駅西口1
 [C] アパホテル高崎駅前 [F] 高崎アーバンホテル

・草津温泉宿泊ホテル ※施設見学「第4コース」お申込みの方限定

宿泊設定日：令和7年8月31日(日)

食事条件：夕食・朝食付

ホテル名 所在地：群馬県吾妻郡	部屋タイプ 全て洋室	旅行代金(一人様)			申込記号	アクセス
		8/29(金)	8/30(土)	8/31(日)		
草津温泉 ホテル ヴィレヅ 草津町草津618	ツイン シングルユース	設定なし		23,000	J-1	草津町バスターミナル 車で5分
	ツイン 2名利用			18,000	J-2	

・宿泊のご案内

- ① 前項各ホテルの表示金額は、1泊朝食付き諸税・サービス料込の一人様あたりの料金です。
草津温泉ホテルヴィレヅについては、1泊2食付き諸税・サービス料込の一人様あたり料金です。
- ② 草津温泉ホテルヴィレヅは、「施設見学第4コース」に参加のお客様が対象になります。
- ③ ツイン／ダブルシングルユースは、お部屋をお一人様でのご利用料金です。
- ④ ツイン／ダブル2名利用の金額は、お一人様あたりの料金です。
2名様1室利用の場合、ツインかダブル(ベッド1台)のいずれかとなり、お選びいただけません。
- ⑤ 全施設バストイレ付、禁煙のお部屋をご用意いたします。一部、喫煙のお部屋の消臭対応となる場合もございます。予めご了承ください。
- ⑥ 宿泊プランは募集型企画旅行契約になります。
- ⑦ 記載の宿泊プランには添乗員は同行いたしません。最少催行人員は1名です。

・宿泊予約について

※ 宿泊予約も参加登録と同様に、P.3 に記載のリンク先またはQRコードからお申込みください。

- ・ WEBサイト画面左側の「宿泊申込」から順次入力・操作をお願いいたします。
詳細はP.7の“「申込み専用WEBサイト」からのお申込み操作手順”⑧をご覧ください。
また、“参加登録”から引き続き、“施設見学”と“宿泊申込”の登録操作が可能です。
詳細は、P.7の“「申込み専用WEBサイト」からのお申込み操作手順”をご覧ください。
予約が完了すると、「お申込みを承りました。」メールが自動送信されますので受信確認をお願いいたします。
- ・ 「申込み専用WEBサイト」より受付期間中はいつでも宿泊予約、空室状況の確認が可能です。
- ・ 客室数に限りがあるため、申込状況によってはご希望に添えない場合があります。
キャンセル待ちはお受けしておりません。予めご了承ください。

申込締切日・お支払い期限: **令和7年7月18日(金) 17:30**

■ ご旅行行程（施設見学コースご参加の方）

施設見学：第1コース・第2コース・第3コース

日次	行 程	食 事
8月29日 (金)	自宅または前泊地または各地……各自移動(お客様負担) ……各宿泊施設(高崎)	朝:× 昼:× 夕:×
8月30日 (土)	自宅または前泊地または各地……各自移動(お客様負担) ……各宿泊施設(高崎)	8/29宿泊のお客様 朝:○ 昼:× 夕:★
		8/30宿泊のお客様 朝:× 昼:× 夕:★
8月31日 (日)	各宿泊施設(高崎)……昼食/施設見学……各自移動(お客様負担) ……自宅または次泊地または各地	8/30宿泊のお客様 朝:○ 昼:▼ 夕:×

- ・ 上記食事で、8月30日(土)の夕食(★=懇親会)は、「申込み専用WEBサイト」で「懇親会」の申し込みが必要です。
- ・ 上記食事で、8月31日(日)の昼食(▼)は施設見学参加者は昼食付ですが、施設見学参加者以外で昼食をご希望の場合は、「申込み専用WEBサイト」で「昼食」の申し込みが必要です。

施設見学：第4コース

日次	行 程	食 事
8月29日 (金)	自宅または前泊地または各地……各自移動(お客様負担) ……各宿泊施設(高崎)	朝:× 昼:× 夕:×
8月30日 (土)	自宅または前泊地または各地……各自移動(お客様負担) ……各宿泊施設(高崎)	8/29宿泊のお客様 朝:○ 昼:× 夕:★
		8/30宿泊のお客様 朝:× 昼:× 夕:★
8月31日 (日)	各宿泊施設(高崎)……昼食/施設見学……各自移動(お客様負担) ……自宅または次泊地または各地	8/30宿泊のお客様 朝:○ 昼:▼ 夕:×
		8/31宿泊のお客様 朝:× 昼:▼ 夕:×
9月1日 (月)	宿泊施設(草津)……施設見学/昼食……各自移動(お客様負担) ……自宅または次泊地または各地	朝:○ 昼:○ 夕:×

- ・ 上記食事で、8月30日(土)の夕食(★=懇親会)は、「申込み専用WEBサイト」で「懇親会」の申し込みが必要です。
- ・ 上記食事で、8月31日(日)の昼食(▼)は施設見学参加者は昼食付ですが、施設見学参加者以外で昼食をご希望の場合は、「申込み専用WEBサイト」で「昼食」の申し込みが必要です。

◆「申込み専用WEBサイト」からのお申込み操作手順

※ <https://va.apollon.nta.co.jp/kyodosoukai31/> または前頁のQRコードからアクセス



- ① 画面左上の「**ログイン**」をクリックし、つづけて「**新規利用登録**」をクリックします。
- ② “お客様の個人情報の取り扱いについて”をすべてお読みいただき「承認する」をクリックします。
- ③ “**代表者個人情報**”の画面で、氏名等の必須入力項目(赤字の星マーク)をご入力ください。“代表者個人情報”の入力完了後、「確認画面へ」をクリックし、誤りが無いか確認後、「設定」をクリックしてください。
- ④ ③の操作後、“**参加登録**”の画面になります。**参加者名・総会**(2日間の参加、不参加の選択)・**分科会**(参加の場合は3つの分科会の内1つを選択、不参加の場合は不参加の選択)・**懇親会**(参加、不参加の選択)・**2日目の昼食弁当**(要、不要の選択)(施設見学参加者以外)をご入力ください。
- ⑤ ④の選択・入力後、「確認画面へ」をクリックし、誤りが無いかを確認後、「登録(参加登録を終わる)」をクリックしてください。ここまでで、参加者名・総会・分科会・懇親会・2日目の昼食弁当(施設見学参加者以外)に関する登録は完了となります。
- ⑥ ⑤の「登録(参加登録を終わる)」の操作後、“**施設見学**”の選択画面になりますのでご希望コースの予約をお願いいたします。(コース名の右下の「予約」をクリックしてください。)
 - * 施設見学をご希望されない場合は、画面左側に表示されている“**宿泊申込**”をクリックしてください。宿泊申込もご希望されない場合は、“**予約確認・変更**”をクリックし参加登録された内容を確認していただき、登録は完了となります。
- ⑦ ⑥の操作後、“**施設見学**”の画面の参加者★箇所を、お一人様・氏名をプルタブでご入力ください。「旅行条件書」をクリックし、確認、保存をお願いいたします。条件書の画面を閉じていただき、「旅行条件書」の同意で ☐ に ☒ の入力をお願いいたします。次に「確認画面へ」をクリックしていただき、登録内容をご確認後、「登録(施設見학을終わる)」をクリックしてください。ここまでで、施設見学に関する登録は完了となります。
- ⑧ 宿泊申し込みは、⑦の操作後、“**宿泊申込**”の画面から、部屋の利用人員は「1人または2人」を選択いただき、チェックイン日・チェックアウト日を入力し、ご希望の宿泊施設のお部屋タイプを選択して、「予約」をクリックしてください。画面が変わり、宿泊者1★箇所の氏名をプルタブで入力して、宿泊日★箇所の ☐ に 宿泊される日に ☒ が入力されていますので、確認をお願いいたします。その後、「旅行条件書」をクリックしていただき、確認、保存をお願いいたします。条件書の画面を閉じていただき、「旅行条件書」の同意で ☐ に ☒ の入力をお願いいたします。次に、「確認画面へ」をクリックしていただき、登録内容をご確認後、「登録(宿泊申込を終わる)」をクリックしてください。ここまでで、宿泊申込に関する登録は完了となります。
 - * 宿泊日ごとに、宿泊されるホテルが異なる(例:8/30ホテルメトロポリタン高崎に宿泊し、施設見学:第4コース参加のため8/31ホテルヴィレージに宿泊)場合は、画面左側に表示されている“**宿泊申込**”から、それぞれ予約を繰り返してください。
 - * 宿泊申込をご希望されない場合は、“**予約確認・変更**”をクリックし参加登録された内容を確認していただき、登録は完了となります。
- ⑨ ⑧の操作後、“**お支払い**”の画面になりますので、「お支払方法の説明」、「お支払方法の選択」「ご請求書・予約確認書の表示」等の内容をご確認ください。お申込内容のご確認後、「お申込内容」の ☐ に ☒ の入力をお願いいたします。その後、「申込を確定する」をクリックしていただき、お支払いに関する登録は完了となります。

※**令和7年7月18日(金) 17:30まで**にお支払いいただきますようお願い申し上げます。

■ 変更・取消の手続き方法

【「申込み専用WEBサイト」で申し込みされたお客様】

予約の変更または取消は、7月18日(金) 17:30 までは「申込み専用WEBサイト」からの操作をお願いいたします。 7月18日(金) 17:30 以降の変更または取消は、変更・取消内容を明記の上メールにてご連絡いただきますようお願いいたします。

【本案内の申込書で申し込みされたお客様】

予約の変更または取消は、FAXで返信いたしました受付完了の書面(申込書に○を付記)に変更、取消の内容を明記していただき、その書面をFAXでご連絡いただきますようお願いいたします。

■ 変更・取消に関するご案内

- ① 取消日とは、お客様が当社(日本旅行高崎支店)の営業日・営業時間内にお申し出いただいた日とさせていただきます。
※営業日・営業時間：平日・9:30～17:30(土日祝日休業)
- ② ご返金に伴う場合は、大会終了後に取消料を差し引き、ご返金の手続きを行います。
事務手続きに時間を要する場合もございますので予めご了承ください。

■ 取消料の規定 【宿泊プラン】 ※当プランのみ適用

お申し込み後に変更・取消される場合は所定の取消料を申し受けます。旅行条件書を必ずご確認ください。

	契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の 前日から起算して さかのぼって	1. 4日前にあたる日以前の解除	無料
	2. 旅行開始日3日前～前日の解除(3.～4.を除く)	旅行代金の20%
	3. 旅行開始日当日の解除(4.を除く)	旅行代金の50%
	4. 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

■ 個人情報の取り扱いについて

株式会社日本旅行は、申し込みの際にいただいた個人情報について、お客様との連絡のためや、宿泊機関等の提供するサービスの手配および受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。また、必要な範囲で当該機関および手配代行者、主催者へ提出いたします。それ以外の目的でご提供いただきました個人情報は利用いたしません。弊社の個人情報取扱方針はホームページでご確認ください。(https://www.nta.co.jp/security_pb.htm)

■ お問い合わせ【旅行企画／実施】

観光庁長官登録旅行業第2号・一般社団法人日本旅行業協会正会員

株式会社日本旅行 高崎支店

総合旅行業務取扱管理者 柴山 憲昭

〒370-0831 群馬県高崎市あら町3-6 ラポールTakasaki 2階

TEL: 027-322-3611 FAX: 027-323-2316

営業日・営業時間：平日 9:30 ～ 17:30 (土日祝日休業)

担当者：布田・柴山

Eメール hiroyuki_fuda@nta.co.jp



東日本25-031

国内募集型企画旅行条件書

☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業第2号
一般社団法人 日本旅行業協会 正会員



1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は(株)日本旅行(以下「当社」といいます。))が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行予約款募集型企画旅行契約の部によります。

(3) 当社が、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

(1) ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社ら」といいます。))にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下記の申込金又は旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前にお客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりして頂いた申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。※表上内の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

(2) 当社らは、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点で予約は契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社らに申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社らは、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによりります。

(4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

(5) 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

6. 団体・グループ契約

ア. 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。))を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(2)～(5)の規程を適用します。

イ. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。))の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間でを行います。

ウ. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。

エ. 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

オ. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3. ウェイトイングの取扱い

(1) お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確保した上で、お客様が「ウェイトイングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受理したよう努力することがあります。これを「ウェイトイング登録」といいます。この場合で当社らは申込金相当額を申し受けます。この時点で旅行契約は成立しておけません。なお、「当社らがお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限満了にて結果としてお申し込みを承諾できなかった場合は」、当社らは当該申込金相当額を払戻いたします。

(2) 本項(1)の場合における、ウェイトイング登録にかかるコースの予約成立は、当社らがお客様の申し込みを承諾できる旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(3) お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

4. 申込条件

(1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

(2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。))。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的ににお申し出ください。

(4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でもそれをお申し出いただくことがあります。

(5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書、提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様らのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

(6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかわらず一切の費用はお客様の負担となります。

(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けして受け付けることがあります。ただし、コースにより別途条件がご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。

(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(10) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(11) お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。

(12) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(13) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

5. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

(1) 当社らは第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。))をお渡しします。契約書面は、パンフレット、本旅行条件書により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。))をお渡しいたします。

(3) 第2項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたします。

(4) 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載されることとなります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

6. 旅行代金のお支払い期日

(1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。))より前にお支払いいただきます。

(2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は子ども代金となります。

(2) 旅行代金は「パンフレット」に表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又は「パンフレット」旅行代金として表示した金額「プラス」追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は、第2項(1)の「申込金」、第13項(1)の「取消料」、第14項(1)の②の「違約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出する基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。

(2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

(3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
上記(1)～(3)についてはお客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

①超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
②クリーニング・電報電話等通話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
③旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
④1人部屋を使用される場合の追加代金
⑤希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
⑥お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)
⑦ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらがひ連やに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

①利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

②当社は本項①の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなれるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことに伴う変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためご提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払なければならない費用はお客様の負担とします。

④当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

12. お客様の交賃

(1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,000円(消費税込)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等を発行してい

る場合には、別途再発券等に関する費用を請求する場合があります。))

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものととし、以後、旅行契約上の地位を譲渡した方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

①お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨を、お申し出いただいた時を基準とします。

表1)取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日曜日旅行以外	日曜日旅行(夜行含む)
①21日前に当たる日以前の解除	無料	無料
②20日前に当たる日以降の解除(③～⑦を除く)	旅行代金の20%	無料
③10日前に当たる日以降の解除(④～⑦を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日前に当たる日以降の解除(⑤～⑦を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始の当日の解除(⑦を除く)	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

【「宿泊のみご予約になった場合」】

予約を取り消された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。

宿泊当日、券面人員が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただけます。この場合、お申し込みの営業所所定の払い戻しをいたします。

ただし、宿泊のみであっても、特定の施設又は特定日(年末年始、ゴールデンウィーク等)の場合は別途パンフレットに定める取消料が適用となります。

表2)取消料(宿泊のみご予約になった場合)

	旅行開始後の解除または無連絡不参加	当日	前日	2～3日前	4～5日前	6～7日前	8～20日前
1～14名	100%	50%	20%			無料	
15～30名	100%	50%		20%		無料	
31名以上	100%	50%			30%		10%

【「個人包括旅行運賃の航空券を利用したご予約になった場合」】

航空会社が設定する航空券を利用する国内募集型企画旅行契約であって、契約書面において当該航空券が利用されること、航空会社の名称、当該航空券と關して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料、その他航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示したものを。

表3)取消料(個人包括旅行運賃を利用したご予約になった場合)

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
①21日前に当たる日以前の解除	旅行契約解約時の航空券取消料等の額以内
②20日目に当たる日以降の解除(③～⑦を除く)	旅行代金の20%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
③10日目に当たる日以降の解除(④～⑦を除く)	旅行代金の20%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
④7日目に当たる日以降の解除(⑤～⑦を除く)	旅行代金の30%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑤旅行開始の前日の解除(⑥～⑦を除く)	旅行代金の40%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑥旅行開始の当日の解除(⑦を除く)	旅行代金の50%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

注)本項(1)の①の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

②お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にはも旅行費用金額に対して本項(1)の①の取消料が適用されます。

③お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア. 第10項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

イ. 第11項の規定に基づいて旅行機関が増額されたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社らがお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき

④当社らは、本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきました。

⑤当社らは本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後

①旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。))を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前
①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の 参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
エ. お客様が、契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目(日帰り旅行にあっては 3 日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
②お客様が第6項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第 13 項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
③お客様が第4 項(10)から(12)に該当することが判明したとき。
(2) 旅行開始後
①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
ア. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となるとき。
②お客様が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
③お客様は、本項(2)の ア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を受け付けます。
④お客様が第4 項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

15. 旅行代金の払い戻し

当社は、第 11 項の規定により旅行代金が減額された場合又は第 13 項及び第 14 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 旅程管理

(1) 当社はお客様旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
(2) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。ただし、本項(6)の個人旅行プランを除きます。
(3) 本項(1)①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
(4) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
【添乗員同行プラン】
(1) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他の当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。
【現地添乗員同行プラン】
(4) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。
【現地係員案内プラン】
(5) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。
【個人旅行プラン】
(6) 個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けた後の手続きはお客様自身で行っていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
(2) 例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
⑤自由行動中の事故
⑥食中毒
⑦盗難
⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる

旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

18. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、は、旅行日程において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19. 特別補償

(1) 当社は第 17 項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者 1 名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
(2) 当社が第 17 項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
(3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が実施する募集型企画旅行については、また主たる旅行契約の一部として取り扱います。
(4) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいいません。
(5) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、ユージュージョ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

20. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金(同表右欄に記載する事を乗じて得た額)の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、お客様又ついては当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合は、この限りではありません。
①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が待たれているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
イ. 戦乱
ウ. 暴動
エ. 官公署の命令
オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画に一致しない運送サービスの提供
キ. 旅行参加者の生命又は身体安全確保のために必要な措置
②第 13 項及び第 14 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたとき、は当該解除された部分に係る変更
③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
④当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
⑤当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払すべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
⑥当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

＜変更補償金の表＞

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金とのへの変更・変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・イラストル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合は、旅行開始後)とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合はとします。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊のうち複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

21. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受けける場合があります。(以下「通信契約」といいます。)
①通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
②本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
③通信契約のお申し込みの際、会員は、申し込みをしよとする「募集型企画旅行」の名称、「発出日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
④通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。
⑤通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。
⑥当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
⑦インターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面を交付しに代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
⑧会員の通信機器(本項⑦に係る記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

22. 個人情報の取扱いについて

(1) ア. 当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④旅行の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑥当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加後のご意見やご感想の取扱いのため、⑧アンケートのお願いのため、⑨特典サービス提供のため、⑩統計資料作成のため、に利用させていただきます。
イ. 当社は、取得した購買履歴や WEB での閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。
(2) 本項(1)ア. ②、③、④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を選送・宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社等に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジット番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口にご出発の 10 日前までにお申し出ください。(注:10 日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出ください。)
(3) 当社及び当社グループ各社はお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報取り扱いに関する方針等の詳細、当社グループ 会社 の 名 称 につ いて は、 当 社 の 店 頭 又は ホーム ペ ー ジ (https://www.nta.co.jp) のプライバシーポリシーにてご確認ください。
(4) 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
(5) お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。
(6) 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。
個人情報保護管理者(お客様相談室長)
問い合わせ窓口:本社お客様相談室
電話: 03-6895-7883 FAX: 03-6895-7833
e-mail: sodan_shitsu@nta.co.jp
営業時間: 平日 09:45～17:45

23. その他

(1) お客様が「個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
(2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。
(3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
(4) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
(5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
(6) ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
(7) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用などは宿泊しないければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
(8) 当日はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
(9) 手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

24. 募集型企画旅行約款について

本旅行条件書に定める各事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
当社旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp>)からもご覧いただけます。

25. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2024 年 7 月 1 日を基準としています。
旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しています。

ご登録いただきました個人情報に関して、連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きにあるいは当該大会の円滑な運営のために必要な範囲内で利用させていただきます。また、主催者に個人情報提供し、主催者が連絡のために利用させていただくほか、大会の円滑な実施のために必要な範囲内でサービス提供機関等に対して提供させていただきます。なお弊社の個人情報保護方針・取扱については、弊社のホームページにてご確認ください。 https://www.nta.co.jp/security_pb.htm

◆ WEBサイトからお申込みできない場合はこの用紙をご利用ください。 申込締切日時:令和7年7月18日(金)17:30

第31回全国医師会共同利用施設総会 申込書

◆ 漏れが無いようにご記入いただき、下記のFAX番号にお送りください。

※種別(○を記入)

新規

変更

取消

FAX : 027-323-2316

(株)日本旅行高崎支店
担当: 布田・柴山

◆ 1名1枚にてお申込みください。

都道府県名	所属医師会 施設名		フリガナ 参加者名	性別 男・女	
住 所	〒		TEL		
(書類送付先)	E-mail : @		FAX		
所 属	役職	総会参加 8/30 (土)	8/31 (日)	分科会 8/30(土)	
				第 1	第 2
群馬県 医師会	課長	○	○	○	懇親会 8/30 (土)
記 入 例	1			2	施設見学 8/31(日) 希望コースの 番号1~4を 記入
		希望		宿泊プランのご案内1の申込記号を記入	
		第 1		X A-1 X	
		第 2		X C-1 X	
		第 1			
		第 2			
				ツイン(ダブル) 2名利用時の 同室者名	
				ガンマ ハナコ	
				群馬 花子	

◆ ①申込内容を確認後、FAXでご返信いたしますので保管をお願いいたします。②変更、取消の場合は、内容が分かるように訂正・追記の上、FAXしてください。

通信欄